

暮らしの相談

※☎は事前に予約が必要です。☎は電話による相談も可能です

相談	開催日	開催時間	相談会場	問い合わせ・予約先					
市民相談 ☎ 市政に関する要望や生活上の困りごとなど	月・火・金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～ 14時30分 (受付14時まで)	市役所 2階市民相談室	広報統計課☎☎9121					
行政書士による無料相談 交通事故(後遺症)、相続・遺言、離婚、成年後見に関する相談	16日(水)	13時～16時	市役所 2階202会議室	広報統計課☎☎9121					
	4日(金)、11日(金)、 25日(金)	13時～17時	市民活動センター 2階						
	2日(水)	13時～16時	大野支所第31会議室						
	9日(水)	13時～16時	佐伯支所第2会議室						
無料法律相談 ☎ 弁護士による相談	9日(水)、15日(火)、 23日(水)	13時～16時	市役所 2階202会議室 (受付は4階広報統計課)	広報統計課☎☎9121 相談は30分以内 予約開始 2日(水)8時30分～電話で。					
年金・労働相談 社会保険労務士による相談	8日(火)	13時～16時	市役所 2階202会議室	広報統計課☎☎9121					
行政相談 国や特殊法人への意見・要望	16日(水) 24日(水)	13時30分～16時 (受付15時30分まで)	大野支所第32会議室 市役所 2階202会議室	大野支所地域づくりグループ☎☎2005 広報統計課☎☎9121					
税理士無料税務相談 ☎ 所得税、相続税、贈与税など	2日(水)	13時～16時	市役所 2階市民相談室	課税課☎☎9113					
就業支援相談 ☎	第2・第4水曜日 (祝・休日を除く)	12時30分～ 16時30分	市役所 2階市民相談室	商工労政課☎☎9140					
心配ごと相談 ☎ 日常生活上の悩みごとや対人関係のもつれ、困りごとなどの相談	火・金曜日	13時～16時	あいプラザ	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局 (あいプラザ内) ☎☎0783・☎☎1616					
	水曜日		佐伯社会福祉センター	同佐伯事務所 (佐伯社会福祉センター内) ☎☎0868・☎☎1005					
	2日(水)、9日(水)、 16日(水)		吉和福祉センター	同吉和事務所 (吉和福祉センター内) ☎☎2883・☎☎2514					
	木曜日		大野福祉保健センター	同大野事務所 (大野福祉保健センター内) ☎☎3294・☎☎3275					
	7日(月)、14日(月)		宮島福祉センター	同宮島事務所 (宮島福祉センター内) ☎☎42785・☎☎42661					
認知症介護相談 ☎	8日(火)	13時30分～15時	あいプラザ	同宮島事務所 (宮島福祉センター内) ☎☎42785・☎☎42661 ※各事務所では、ボランティア相談、福祉総合相談も随時行っています					
認知症介護相談 ☎	22日(火)	13時～16時	大野福祉保健センター						
司法書士法律相談 ☎	9日(水)	13時～16時	あいプラザ						
障がいに関する総合相談 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	障がい福祉相談センター (あいプラザ内)	障がい福祉相談センター「きらりあ」 ☎☎0224・☎☎0225					
教育相談 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～16時30分 8時30分～17時15分	廿日市市子ども相談室☎☎8061・☎☎8062 教育指導課いじめ対策グループ☎☎9223						
こどもいじめ110番 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時30分～ 16時30分	☎(0120)080110 (通話料無料) ※受付時間外は留守番電話の対応になります						
高齢者の総合相談 ☎ 介護予防や生活の中での困りごと、介護保険、虐待など	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～17時15分	地域包括支援センターはつかいち☎☎9158・☎☎1999 地域包括支援センターさいぎ☎☎2828・☎☎0415 佐伯さつき会よしわせせらぎ園☎☎2377・☎☎2379 地域包括支援センターおおの☎☎0251・☎☎1307 いもせ聚楽会宮島ふれあい☎☎0250・☎☎0881						
ちょっとひと息 医療とふくしの相談室	3日(水)	13時30分～ 15時	中平良集会所	地域包括支援センターはつかいち ☎☎9158 ※廿日市市五師士会共催					
	24日(水)		串戸市民センター						
生活困りごと相談 ☎ 生活や仕事などの相談	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～17時	市役所 1階生活福祉課	はつかいち生活支援センター☎☎9220					
子どもに関する定期巡回相談室 ☎	9日(水)	10時～15時	あいプラザ	児童課☎☎9153 ※県職員(児童福祉司・児童心理士)による相談					
家庭児童相談 ☎ 要保護児童・虐待など	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～ 17時15分	市役所 1階児童課	児童課☎☎9153 児童相談所全国共通ダイヤル☎189					
子育てに関する相談 ☎	月～金曜日 (祝・休日を除く)	8時30分～ 17時15分	廿日市子育て支援センター (あいプラザ内)	廿日市子育て支援センター ☎☎1612・☎☎1613					
	土・日・祝・休日	10時～12時、 13時～17時							
	月～金曜日 (祝・休日を除く)	9時～15時	大野子育て支援センター (深江保育園内)	大野子育て支援センター ☎☎0356					
電話育児相談 ☎ 市内各保育園で実施	月～金曜日(祝・休日を除く) 13時～17時								
	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス	保育園	電話	ファクス
	佐方	☎0858	☎5603	宮園	☎6126	☎3205	友和	☎0834	☎0672
	廿日市	☎0112	☎1638	串戸	☎0970	☎5706	津田	☎0952	☎0939
	平良	☎1165	☎7521	地御前	☎0273	☎3262	吉和	☎2470	☎2460
	原	☎6135	☎1616	阿品台東	☎0618	☎6111	深江	☎0328	☎0356
	宮内	☎0671	☎1636	阿品台西	☎0351	☎4031	池田	☎2026	☎2018
				いもせ	☎2051	☎2009	梅原	☎1559	☎1558
				丸石	☎2073	☎2010	鳴川	0827☎5571	0827☎5898

施設の催し情報

木材利用センター ☎☎2393

申し込み・問い合わせは、木材利用センターに電話をしてください。
開催場所は全て木材利用センターです。
汚れても良い服装で来てください。
教室情報は、市ホームページにも掲載しています。

教室名	とき	参加費	定員
初心者向け すいすい木工教室	3月2日(水)10時～13時	1,700円	6人
ハザイ教室	3月5日(土)10時～12時	300円	15人
けん玉教室	3月6日(日)10時～12時	300円	10人
初心者向け すいすい木工教室	3月9日(水)10時～13時	1,700円	6人

リサイクルプラザ (エコセンターはつかいち内) ☎☎0266

とき ①9時30分～12時
②13時30分～16時
参加費 各100円
※草木染めは別途費用が必要。サンド
プラストはカットニングシート代が
大きさに応じて100円～必要です
定員 各10人
申込方法 各講座の受付開始日から、
電話で。

講座名	とき	持ってくるもの	受付開始日
草木染め	3月8日(火) ②	布・薬品代(～900円)、エプロン、 ゴム手袋	3月1日(火)
古い布から草履作り	3月10日(木) ①・②	洋裁道具(針・糸・裁ちばさみ)、 物差し(30cm～)、鉛筆	3月3日(水)
和服からリフォーム ～作業衣・ベスト作り～	3月23日(水) ②	ほどこいてアイロンをかけた古い和 服、洋裁道具、はさみ	3月16日(水)
サンドプラスト ～花瓶・ランプ作り～	3月24日(木) ①・②	お気に入りの瓶など	3月17日(木)
チラシを使って鍋敷き	4月6日(水) ②	A4サイズ(21cm×29.7cm)のチ ラシ25枚、スティックのり	3月30日(水)

BOAT RACE 宮島
3月 宮島競艇施行組合 ☎☎1122

S M T W T F S
① ② ③ ④ ⑤
⑥ 7 8 9 10 11 12
⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲
20 21 ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔
㉕ 28 29 30 31

○：レース開催日 ■：場外発売

3月のおはなし会			
	ところ	とき	対象
小さい子の ための おはなし会	はつかいち 市民図書館	4日(金)、18日(金) ①10時30分～ ②11時～	乳幼児
	はつかいち 市民図書館	12日(土)、26日(土) 11時～	幼児～ 小学校低学年
	大野図書館	26日(土) 14時～	
おはなし会	ざいき図書館	12日(土) 10時30分～	
	ストーリー テリング	はつかいち 市民図書館	19日(土) 11時～

図書館

図書館	開館時間	3月の休館日
はつかいち 市民図書館 ☎☎0333	月～金曜日 9時～19時 土・日・祝・休日 10時～18時	24日(水)
大野図書館 ☎☎1120	10時～18時	7日(月)、 14日(月)、 22日(水)、 24日(水)、 28日(月)
ざいき図書館 ☎☎1011	10時～18時	

消費生活

消費生活相談 ☎☎1841

とき 月～金曜日
(祝・休日を除く)
9時～12時、
13時～16時
ところ 廿日市市
消費生活センター
(市役所 6階
商工労政課内)

相談内容

子どもの制服や喪服など5点をクリーニングに出した。4カ月後に商品を受け取りに行ったが、もう返却したと言われた。預り証を紛失していたので、家を探してみると答えて帰った。探してみたが見つからず、仕方なく子どもの制服を新しく購入した。

その後、クリーニング店から商品が出てきたという連絡があり確認したところ、私の預けた商品だったので、店に確認ミスの理由を尋ねたが「担当者か慣れていない」などとはっきりしなかった。制服の代金だけでもクリーニング店に請求できないだろうか。

(40歳代 女性)

アドバイス

この相談者には「店のミスで制服を購入することになったので、補償請求はできると考えられる。まず店に請求してみてもいいかと」と話しました。ただし、全額請求できるかどうかは、一度弁護士に相談してみるよう勧めました。

クリーニングに関しては、シミ、変色、紛失などの相談が多く寄せられています。衣類は、着用やクリーニングをするたびに徐々に劣化します。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。クリーニングに出すとき、受け取る際には、必ず衣類の状態を店側と一緒に確認しましょう。また、預り証は大切に保管し、なるべく早く引き取りに行きましょう。業界では、トラブル解決のために「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、この基準はSマークやLDマークのある店舗にのみ適用されます。独自の基準を設けている店もあるので、利用する店舗のルールを確認することも大切です。

(広島県環境県民消費生活課発行「暮らしのフレッシュ便」平成28年1月号より)